

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長野県長野市稲里一丁目5番地3

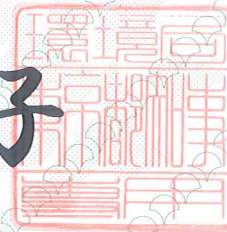
氏名 ミヤマ株式会社
代表取締役 南 克明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 9月17日

許可の有効年月日 令和 9年 9月16日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）

② 廃酸（pH2.0以下のもの）

③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）

④ 感染性産業廃棄物

⑤ 特定有害産業廃棄物

ア. 廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCBに限る。）

イ. ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCBに限る。）

ウ. 廃水銀等

エ. 廃石綿等

オ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表1のとおり）

(3) 積替え保管できる特別産業廃棄物の種類

① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）

② 廃酸（pH2.0以下のもの）

③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）

④ 特定有害産業廃棄物

ア. 廃水銀等

イ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表2のとおり）

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区東糀谷六丁目3番1号 積替え保管面積：152.52㎡ 最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類	保管量	産業廃棄物の種類	保管量
廃油（揮発油類、灯油類、軽油類及び特定有害産業廃棄物）	ドラム缶：8本 又は ポリタンク：32個 1.6 m ³	廃アルカリ（pH12.5以上のもの 及び特定有害産業廃棄物）	ドラム缶：24本 又は ポリタンク：96個 4.8 m ³
廃油（揮発油類、灯油類、軽油類及び特定有害産業廃棄物） （少量危険物保管庫内）	ドラム缶：3本 又は ポリタンク：30個、 一斗缶33個 0.6 m ³	廃水銀等	鉄瓶：28本 0.08 m ³
廃酸（pH2.0以下のもの 及び特定有害産業廃棄物）	ドラム缶：56本 又は ポリタンク：224個 11.2 m ³	燃え殻（特定有害産業廃棄物）	ドラム缶：8本 1.6 m ³
		汚泥（特定有害産業廃棄物）	ドラム缶：64本 又は ポリタンク：256本 12.8 m ³
		ばいじん（特定有害産業廃棄物）	ドラム缶：8本 1.6 m ³
		保管量合計	34.28 m ³

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時30分から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 9月17日 新規許可

令和 2年 9月17日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



別表1 特別管理産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
廃棄物名																											
燃え殻		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鉍さい		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ばいじん		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定下水汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

別表2 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

廃棄物名	有害物質名	優待品																									
		限定内容	1 アルキル水銀化合物	2 水銀又はその化合物	3 カドミウム又はその化合物	4 鉛又はその化合物	5 有機燐化合物	6 六価クロム化合物	7 砒素又はその化合物	8 シアン化合物	9 P C B	10 トリクロロエチレン	11 テトラクロロエチレン	12 ジクロロメタン	13 四塩化炭素	14 一・二・ジクロロエタン	15 一・一・ジクロロエチレン	16 シス・一・二・ジクロロエチレン	17 一・一・一・トリクロロエタン	18 一・一・二・トリクロロエタン	19 一・三・ジクロロプロペン	20 チウラム	21 シマジン	22 チオベンカルブ	23 ベンゼン	24 セレン又はその化合物	25 一・四・ジオキサン
燃え殻			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鉍さい		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ばいじん		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定下水汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

〔備考〕・表中の「○」は取扱うことができるもの、「－」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)